

## 住民説明会 記録

名称	公共下水道事業計画区域の見直しについて
日時	第1回 令和5年11月24日 19:00～19:40 第2回 令和5年11月25日 10:00～10:30
場所	第1回 楽田ふれあいセンター 2階講義室 第2回 南部公民館 展示室2・展示室3
説明内容	別添資料のとおり
質疑	次のとおり

質問者

合併浄化槽に代わる区域は全て市街化調整区域なのか？

事務局

全て市街化調整区域である。

質問者

全県域汚水適正処理構想<sup>(※)</sup>の見直しが必要となると考えるが、今回の区域の見直しとの兼ね合いはどのようになるのか？

※ 「全県域汚水適正処理構想」とは・・・

汚水処理施設を効率的に整備、運営管理するため、各市町村が、地域ごとに適正な整備手法を選定し、これを愛知県がとりまとめた、本県の汚水処理施設の整備、運営管理に関する総合的な構想のこと

事務局

全県域汚水適正処理構想の見直しについては、これから手続を進めていく。

質問者

(楽田地区内の)市街化調整区域内の住宅で単独浄化槽を使われているところがある。その区域の下流で田んぼを持っている方から、用水時期に(流れてくる水が)気になるとの声を聞くが、この点について何らか考慮することはあるのか？

事務局

考慮することはない。(今回の見直しは、)具体的な整備計画がない市街化調整区域について、全て見直しをさせていただいた。

質問者

(公共下水道区域から合併浄化槽区域に見直しをすることに伴い、)今後、浄化槽関係業者との話し合いは予定されているのか？

事務局

(浄化槽関係業者との)話し合いは予定していない。

質問者

犬山市の受益者負担金の単価は、いくらなのか？

事務局

地区によって異なるが、楽田の負担区については420円である。ほかの地区については、それ以上の単価となっている。

質問者

見直しをした区域に集合住宅ができたりして、公共下水道に接続した方がいいという事例が発生した場合、その都度見直しをする等、柔軟な考え方をしているのか？

事務局

計画の内容や規模等にもよるが、検討することになると考えている。

質問者

五郎丸・橋爪にショッピングセンター、駅、集合住宅等ができるとなれば、その都度見直すという考え方で良いか？

事務局

その計画に対する市の関わり方であるとか、どのような手法がベストなのかその時に考えていくことになる。

質問者

連担して、ある町内会が公共下水道を止めたいという要望があった場合の対応は？

事務局

最初の説明で下水を処理する施設を4つ（公共下水道、合併浄化槽、農業集落排水処理、コミュニティプラント）お示ししたが、その中のどの施設で処理するかについて、市で計画をしている。公共下水道区域内で公共下水道を使われている方について、合併浄化槽に変えるというわけにはいかない。

質問者

単独浄化槽と合併浄化槽がある場合はどのようなになるのか？

事務局

単独浄化槽について合併浄化槽に切り替えていただくことになる。

質問者

市街化調整区域で具体的な整備計画がある区域の実態は？

事務局

市街化調整区域の中で具体的な整備計画があるのは前原台団地のみであり、(前原台団地は、)

現在、整備を進めている。

質問者

団地に設置している集中浄化槽は排水基準が厳しいため、他市町村でも最終的には公共下水道に接続するということで、前処理として活用している事例もある。集中浄化槽が老朽化してくると、管理自体を市町村に移管するケースも実態としてある。犬山市において、そのような問題はないのか？

事務局

前原台団地がそのケースにあたる。

質問者

市街化調整区域において具体的な整備計画がない区域について、他の市町村や県の方針においても似たような傾向なのか？

事務局

他市町村においても、同じような見直しが行われている。

質問者

市街化調整区域において、団地が設置した集中浄化槽を今でも使用しているところがある。資料裏面に「民間設置の集中浄化槽区域」(善師野台、四季の丘、もえぎヶ丘)として示されている。これらの区域以外にも集中浄化槽が使われている区域があると思うが、これらの区域以外については、今後個人で合併浄化槽を設置していくという方針ということで良いのか？

事務局

公共下水道計画区域内で集中浄化槽が整備されていた区域については、概ね公共下水道への切り替えの整備が終わっており、残っているのは前原台団地のみである。ご質問の区域については、公共下水道計画区域でないため、個人で合併浄化槽を設置するか、町内等で集中浄化槽を設置するのはいずれかとなる。